

まちづくり事業補助金 算定基準

※ 平成28年度は、「補助率」は適用しません。

事業区分	内容	補助金額
生活環境	<p style="text-align: right;">公益：補助率 80%～100%</p> 1) 地域環境整備 (掲示板整備、ゴミ集積場整備 等) 2) 美化緑化の推進 (花壇の整備、植樹等)	上限額 30万円 下限額 2万円
	<p style="text-align: right;">特定受益者：補助率 50%～90%</p> 3) 公民館等の整備 *1a a. 施設の改修又は修繕 (建物と付随物) *1b — 原則として、自治公民館整備事業補助金交付要綱に准ずる。 b. 設備の新設又は更新 (備品等付随物) — 原則として、地域づくり交付金使途基準に准ずる。 4) 花巻地区自治公民館連絡協議会補助 — 変更の要有り *1c	
保健福祉	<p style="text-align: right;">公益：補助率 80%～100%</p> 1) 健康増進に関する保健活動 (健康教室、食事指導の開催 等) 2) 社会福祉に関する福祉活動 (高齢者や障がい者支援、子育て支援 等) 3) 不特定多数を募集する保健福祉活動に掛かる経費	上限額 30万円 下限額 2万円
	<p style="text-align: right;">特定受益：補助率 50%～90%</p> 4) 対象が特定される保健福祉活動に掛かる経費	
	<p style="text-align: right;">公益/特定受益：予算組み</p> 5) a. 全地区参加対象の保健福祉行事等 (交流運動会 うちわピンポン 他) b. 対象が特定される保健福祉活動に掛かる経費 (唱歌と童謡 他)	個別算定
地域学習 (現教育振興)	<p style="text-align: right;">公益：補助率 80%～100%</p> 1) 社会教育活動 (公民館利用促進事業、世代間交流事業、生涯学習講座 等) 2) 芸術文化活動 (文化祭の開催、他 芸術文化活動への支援) 3) 青少年健全育成事業 (体験活動事業、育成会議(機能) 等)、	上限額 30万円 下限額 2万円
	<p style="text-align: right;">特定受益：補助率 50%</p> 4) 地区内小中学校子ども会等の事業支援 *2a / 教振団体を除く *2b	
	5) はなまき宵宮紹介 *3 <p style="text-align: right;">公益 — 一律</p>	3万円
産業建設 *4	<p style="text-align: right;">公益：補助率 80%～100%</p> 1) 土木施設修繕補修 (公道、河川、公園等の身近な土木施設の軽微なもの) 維持費用は対象外 2) 生活道等の保全 (小型除雪機導入費用/維持費用は対象外)	上限額 50万円 下限額 2万円
	<p style="text-align: right;">特定受益：補助率 50%～90%</p> 3) 中心市街地活性化事業 (ライトアップ 等) 市有施設の修繕経費： 振興センター等市有施設の管理責任は市にある。	
防災防犯	<p style="text-align: right;">公益：補助率 100%</p> 1) 自主防災事業 (組織づくり 及び 防災備品整備 等) *6 2) 交通安全推進 (交通安全設備、カーブミラー、ガードレール 等の設置整備) 3) 防犯活動 (防犯灯(街路灯)の点検整備、器具補修に要する経費)	上限額 20万円 下限額 2万円
その他	<p style="text-align: right;">内容によって相応の経費</p> まちづくりに必要な事業と企画部会で計画され、採択した事業	上限額 10万円 下限額 2万円

算定基準の根拠とする例規等

- 【花巻市コミュニティ地区条例】 (平成22年12月15日条例第42号)
- 【花巻市地域づくり交付金交付要綱】 (平成19年4月1日告示第125号, 改正 平成23年3月18日告示第48号)
- 【花巻市自治公民館整備事業補助金交付要綱】 (平成18年3月13日告示第335号)
- 【地域づくり交付金使途基準】 (平成27年1月30日通知 26花地づ第150号)
- 【花巻市自主防災組織育成指導要綱】 (平成20年8月7日告示第261号, 改正 平成26年3月28日告示第72号)

まちづくり事業補助算定基準の説明

—— 平成28年度後期資料 ——  
 補助率は適用しません。また、以下の内容には課題等未決定事項も含まれます。

「地域づくり交付金」は「まちづくり」を自主的に行う地域の支援を目的に交付され、コミュニティ会議は、地区ビジョン策定のもと、地域のまちづくり推進に掛かる経費に公金の地域づくり交付金を使用します。

算定基準表の注記

- \*1a 「公民館」等に関する算定は、【花巻市自治公民館整備事業補助金交付要綱】に記述の「増築、改修及び修繕に要する経費(経費は30万円を超える経費を対象)に対する3分の1 …(中略)… 以内とし、180万円を限度とする」云々を補完し、受益者負担を原則とします。  
 補助率 50%(1/2)～90%(9/10)
- \*1b 施設扱い (建物と付随物)： 内壁、外壁、窓、張り出し(玄関ポーチ)、出入り口の戸などを含み、建物としての機能維持に欠かせないもので、設備以外のもの。  
 補助率 50% ～90%  
 設備扱い (備品等付属物)： 内壁以外の間仕切り(しょうじ、カーテン、ふすま 他)、建物周辺の側溝、雨どい、網戸、畳、敷物、空調設備、暖房設備(※2)、換気扇、流し台、便器、洗面台、屋外灯、その他、他の物に代替できるか建物の機能維持に付随的なもの。  
 ※2 電池他電源を必要としないストーブ等は災害対応(応災)として「防災備品」扱いにできます。  
 補助率 50% ～80%  
 例： 台所の改修費用 → 施設扱いの補助  
 設置する流し台 → 設備扱いの補助
- \*1c 自治公民館関係の経費は、特定エリアの人達が受益者となるため、受益者負担が原則で、各公民館でつくる組織の運営費は、特定受益者の各公民館の拠出が妥当と考えます。
- \*2a 義務教育補完又は不特定多数を対象とする活動：  
 掛かる経費の50%～80%を補助  
 特定受益者を対象とする事業：  
 掛かる経費の50%以内を補助  
 ただし、何れも、日常的/繰り返し活動は対象外。

- \*2b 自身が他の支援等を目的とした教振その他の団体は補助対象外。
- \*3 宗教との関係について： 公金の使途に禁じられる「宗教的活動」とは、特定宗教の布教、教化、宣伝等の活動、及び、それを目的、効果とする宗教上の祝典、儀式、行事等を指します。したがって、宗教上の祝典、儀式、行事等であっても、その目的、効果を宗教の布教、教化、宣伝等といった積極的行為としないものであれば、禁じられる宗教的活動には含まれません。  
 『はなまき宵宮』(祭り)は、宗教とコミュニティ会議とに一定の「かかわり合い」が発生しますが、それは、宗教活動を意図した宗教団体各々との関係とは異なり、命を尊びその継承と繁栄を願う人々の民間信仰を背景にしたものであるから、子ども達が郷土愛を育むきっかけと捉え、支援します。
- \*4 「産業建設」で謂う「土木施設修繕補修」は、建設関係部署所管のものが対象であり、公民館等一般建築土木物は対象外です。
- \*5 振興センターの小破修繕等は、「指定管理料」における修繕料10万円の範囲で行うことになっています。
- \*6 自主防災事業における防災備品で下記例の物は、有事の際は不特定の人達も救済対象となることから、保管を防災倉庫とせず自治公民館に備えるものであっても受益者負担は求めません。  
 例： 石油ストーブ、発電機、ガソリン携行缶、懐中電灯、コードリール、投光機、クリップランプ、救急箱、ヘルメット、防災ベスト、無線機、他。

—— \*1a,b,c の課題 (検討案) ——

- A) 花巻地区自治公民館連絡協議会に対し、その加盟公民館の改修や修繕に要する経費への充当を条件に、年30万円の補助金を出し、各個公民館の改修又は修繕に要する個別の経費補助は廃止する。  
 公民館を有する各町会は、必要に応じ花巻地区自治公民館連絡協議会に要求する (手順は任意)。
- B) 花巻地区自治公民館連絡協議会への補助金は廃止し、各町会の公民館の改修や修繕に要する経費を対象に、2万円の控除後、残りの50%～90%、30万円以内を補助する。
- C) 備品等付属物(設備)については、掛かる経費から1万円の控除後、残りの50%～80%、30万円以内を補助する。

—— その他の留意事項 (課題) ——

- 「下限額」という設定は、経費算定の仕方に影響します。つまり、下限額を2万円と設定すれば、例えば、1万円程度で充分なものを、補助金を受けるためあえて2万円以上のものを選択し申請するという背景が生じます。
- 不特定多数が同等の条件で受益する公益事業＝公費負担： 社会権、義務教育  
 関わり方によって受益程度が異なる公益事業＝受益者負担： 社会福祉、社会教育  
 非公益事業＝交付金使途対象外： 傾向的に特定者が関わる閉塞的な事業
- 1世帯当たり月50円×12ヵ月＝年600円/世帯を仮定  
 40世帯： 600×40＝ 24,000円 [50万円に対し 4.8%]、190世帯： 600×190＝ 114,000円 [50万円に対し 22.8%]